



巻頭帽

平和の文化と子育て

畠中 徳子

国際連合は二〇〇〇年を平和の文化国際年と定め、二〇〇一年から二〇一〇年を「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際一〇年」として、ユネスコを中心に運動を進めている。二〇世紀は「児童の世紀」と言われながら、二〇世紀末になつても世界の子どもたちは戦争やテロ、あらゆる暴力の犠牲になつていた。

平和の文化国際年は平和を願つての試みであつたが、二十一世紀に入つてもこの暴力的な傾向は世界の子どもたちを脅かし続けている。

「平和の文化（Culture of Peace）」とは何か？ 一九九五年、ユネスコ総会で採択



された国際教育の指針である「平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要綱」の中に教育の目的として掲げられているもので、「平和・人権・民主主義教育の最終目的は、平和の文化が達成されるような普遍的な価値と行動様式の感覚があらゆる個人において発達することである。(後略)」と宣言されており、「平和の文化化」はユネスコの活動の指導理念としてのキー・コンセプトになつてゐる。この後、ユネスコのみならず、国連総会の決議、「平和の文化に関する行動計画」の採択に至つた経緯がある。この行動計画の中でとくに「教育を通じて平和の文化を育てる行動」の一つとして、「子どもたちが早い時期から、あらゆる争いを、人間の尊厳を尊重する精神、寛容と非差別の精神をもつて平和的に解決することが可能になるような価値観の形成、態度、行動の様式ならびに生き方を身につけるような教育をすすめること」(平和の文化を築く会訳)と宣言されている。しかし、この「平和の文化」と教育の関係について、日本の教育者たちにはそれほど知られていないのは何故であろうか。子どもたちが平和の文化を学習するためには子どもにかかる大人が平和の文化を学習する必要がある。

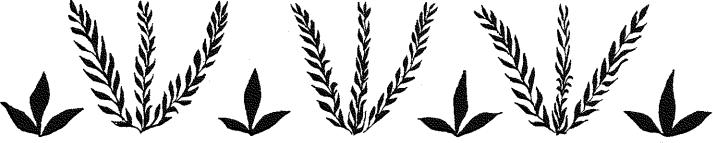
私たち大人が子どもに接する時、子どもの存在そのものを受け容れているだろうか。子どもがこの世に誕生し、生を受けていること、そのものを無条件に肯定することが「人間の尊厳を尊重する精神」である。しかし現実の子育ての中で、親が子



どもの存在を無条件に受け容れるということは極めて難しい。親ならわが子に期待するのは自然なことではあるが、「……でなければいけない」「……ではだめ」「もつと……になつて欲しい」とだんだんエスカレートしていく。わが子を他者と比較して、よりよい条件や環境で育てたいと思うあまり、子どもを他者との共生ではなく、競争へと導いてしまう。しつけと称して、親が子に体罰を振るうのは子どもへの人権侵害で、暴力に他ならない。どんな場合でも暴力を使わない子育てや教育が平和の文化と言える。子どもが親や周囲の大人から充分愛され、受け容れられて育てば、自信を持ち、自己肯定感を培うことができる。

平和の文化はまた自分とは異なるものに対して、偏見や差別をせずに受け容れ、尊重し、対話し、共生する寛容な態度や行動様式である。私たち大人は子どもの声にしつかり耳を傾けて聞いているだろうか。子どもの小さなつぶやきを大人の一方的な思い込みで、聞き逃しているのではないだろうか。子どもの声をよく聞き、子どもと辛抱強く対話することが子どもに非暴力的なあり方を育てる。自分とは異なる文化をもつ人への大人の対応が子どもの偏見や差別感を育てるかどうかの分かれ道にもなる。

子どもを取り巻く環境が非暴力的でなければならない。今日の日本の子どもをめぐる文化環境にはきわめて暴力的な表現が多いように思われる。玩具や書籍、テレ



ビ番組やビデオ、ゲームソフト等のマスメディア、マルチメディアに至るまで子どもに暴力の文化ではなく、平和の文化を育てるものになるよう充分検討される必要がある。さらにこの地球に存在するあらゆる生命を尊重し、地球環境を守ることを子どもに伝えることも平和の文化を進める行動である。

このような平和と非暴力の文化を子どもに育てようとするならば、子どもにかかる親や保育者が心穏やかに日々を過ごし、ゆとりを持って子育てや保育に携わることのできる環境が何よりも大切なのではないだろうか。家庭で母親一人が子育ての負担と責任の大半を負わされ、子育てに疲れきついていたり、あるいは働く母親が仕事と子育ての両立に苦労している状況ではゆとりのある子育てはできない。また保育所や幼稚園で、国や自治体からの補助金が削減され、園の運営もままならないような状況では子どもを保育する保育者の労働環境が良いとは言えないのではないだろうか。

教育の成果はすぐには現れない。子どもに平和の文化が達成されるような価値觀や行動様式を育てることは現在から未来への長期にわたる大きな課題である。しかし世界平和のためには是非とも実現させたい課題であると思う。

(立教女学院短期大学)